

令和3年3月閉会中 議会運営委員会の概要

日時 令和3年3月29日（月） 開会 午前9時29分
閉会 午前9時36分

場所 議会運営委員会室

出席委員 立石泰広委員長

宇田川幸夫副委員長、江原久美子副委員長

岡田静佳委員、須賀敬史委員、中屋敦慎一委員、神尾高善委員、田村琢実委員、

宮崎栄治郎委員、小谷野五雄委員、松坂喜浩委員、石川忠義委員、山本正乃委員、

木村勇夫委員、橋詰昌児委員、萩原一寿委員、秋山文和委員

出席者 木下高志議長、岡地優副議長

欠席委員 なし

説明者 砂川裕紀副知事

会議に付した事件

議会の運営に関する事項

令和3年3月閉会中 議会運営委員会における発言
(令和3年3月29日(月))

委員長

- 1 4月臨時会の付議予定議案についてだが、砂川副知事の説明を求める。
なお、説明の際は、着席したままで結構である。

砂川副知事

委員長のお許しをいただいたので、令和3年4月臨時会に提案させていただく議案について、説明申し上げます。

まず本日、4月臨時会の招集について告示をさせていただいたところ、議会運営委員会の委員の皆様におかれては、御多忙のところお集まりいただき、誠に感謝する。この場をお借りして御礼申し上げます。

それでは、お手元の資料「埼玉県議会令和3年4月臨時会付議予定議案件名総括表」を御覧願う。提案を予定している議案は、専決処分の承認1件、事件議決1件の計2件である。また、議案以外で、地方自治法第180条第2項の規定による知事専決処分報告が1件である。

お手元の資料1「埼玉県議会令和3年4月臨時会付議予定議案件名」を御覧願う。

はじめに、専決処分の承認を求めることについては、地方税法等の一部改正に伴い、埼玉県税条例等の一部を令和2年度中に改正する必要が生じたため、地方自治法第179条の規定に基づき、専決処分させていただくことについて承認を求めるものである。

次に事件議決については、地方独立行政法人埼玉県立病院機構の中期計画の認可に関してである。埼玉県立病院機構に関しては、令和2年2月定例会において、同機構の定款等について、また同年12月定例会では、同機構の中期目標等について議決をいただくなど、4月1日の設立に向けた準備を進めてきた。この度、同機構が作成する中期目標達成のための、中期計画が法人より提出されたので、地方独立行政法人法の規定に基づき、知事が同計画を認可するに当たり、あらかじめ議決を求めるものである。なお、中期目標との整合性を担保するために、予算や収支計画などを定める中期計画については、中期目標と同様に、4月1日から効力を発生させる必要がある。そのため、4月1日に臨時会を招集させていただいた次第である。

最後に報告事項については、地方自治法第180条第2項の規定による知事専決処分報告である。これは知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例について、法令の一部改正に伴い、必要とされる規定の整備を行ったものである。

以上で議案の説明を終わる。よろしくお願ひ申し上げます。

委員長

- 2 4月臨時会の会期予定についてだが、4月1日(木)の1日間とすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

- 3 新型コロナウイルス感染防止の対応についてだが、4月臨時会会期中の対応を御協議いただきたいと存じる。

お手元の資料1のとおり委員長案を作成したので、御確認願う。

< 確 認 >

委員長

私としては、案のとおり4月臨時会会期中の対応を申し合わせるとともに、執行部に対しても協力を要請したいと考えているが、いかがか。

< 了 承 >

委員長

それでは、各会派におかれては、所属議員にこの旨の周知をお願いする。

委員長

4 その他の次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、4月臨時会開会日・4月1日（木）の午前9時30分とすることによいか。

< 了 承 >